

児童手当法の一部を改正する法律案 新旧対照条文  
 ◎ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）  
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">子どものための手当の支給に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 子どものための手当の支給（第四条―第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条―第二十二条）</p> <p>第四章 雑則（第二十二條の二―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に子どものための手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とする。</p> <p>（受給者の責務）</p> <p>第二条 子どものための手当の支給を受けた者は、子どものための手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨に鑑み</p>	<p style="text-align: center;">児童手当法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条―第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条―第二十二条）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>（受給者の責務）</p> <p>第二条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨</p>

、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。

)を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されている子ども(厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。)

二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している子ども(当該情緒障害児

に従つて用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

(新設)

短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。)

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)、又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。))に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)、若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。))に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。))に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

## 第二章 子どものための手当の支給

(支給要件)

## 第二章 児童手当の支給

(支給要件)

第四条 子どものための手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 次のイ又はロに掲げる子ども（以下「支給要件子ども」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども（施設入所等子どもを除く。以下この章において「中学校修了前の子ども」という。）

ロ 中学校修了前の子どもを含む二人以上の子ども（施設入所等子どもを除く。）

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件子どもが生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。）

ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している障害児入所施設、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2 前項第一号の場合において、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該子どもは、当該未成年後見人のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前二項の規定にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか一の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

が支給要件児童であるときに限る。

（新設）

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

（新設）

第五条 削除

(子どものための手当の額)

第六条 子どものための手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる子どものための手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 子どものための手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る。）  
（） 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども（施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号において同じ。）  
（） 三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く

第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(児童手当の額)

第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万円に児童手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額とする。

(新設)

。以下この号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）である場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は三歳以上小学校修了前の子どもである場合 次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額

(ii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが一人又は二人いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(iii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から一万円を控除して得た額とを合算した額

(2) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は小学校修了後中学校修了前の子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(ii) 当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(3) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

ロ 次条の認定を受けた支給資格に係る支給要件子どものうち十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもがいる場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども、三歳以上小学校修了前の子ども又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである場合 一万五

千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額（当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいない場合には、零とする。）とを合算した額

(ii) 当該支給要件子どものうちに小学校修了後中学校修了前の子どもがいる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(2) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが二人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

ハ 子どものための手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号に係るものに限る。）が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 一万五千円に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万円に当該受給資格に係る三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

ニ 子どものための手当（中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。） 一万五千円に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入

（新設）

所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。)の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。)であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額

2 子どものための手当の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(認定)

第七条 子どものための手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、子どものための手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子どものための手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 子どものための手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、子どものための手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子どものための手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

- 一 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(認定)

第七条 受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

(新設)

二 里親 当該里親の住所地の市町村長

三 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあつては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあつては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。）を変更した場合において、その変更後の期間に係る子どものための手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とする。

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、子どものための手当を支給する。

2 子どものための手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、子どものための手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子どものための手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 子どものための手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた子どものための手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子どものための手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(子どものための手当の額の改定)

第九条 子どものための手当の支給を受けている者につき、子どものための手当の額が増額することとなるに至つた場合における子どものための手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子どものための手当の支給を受けている者につき、子どものための手当の額が減額することとなるに至つた場合における子どものための手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第十条 子どものための手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 子どものための手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、子どものための手当の支払を一時差し止めることができる。

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子どものための手当)

第十二条 子どものための手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子どものための手当（その者が監護していた中学校修了前の子どもであつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の子どもであつた者にその未支払の子どものための手当を支払うことができる。

2 中学校修了前の施設入所等子どもが第三条第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所していた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子どものための手当（当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者にその未支払の子どものための手当を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に對し当該子どものための手当の支給があつたものとみなす。

(支払の調整)

第十三条 子どものための手当を支給すべきでないにもかかわらず、子どものための手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子どものための手当は、その後支払うべき子どものための手当の内払とみなすことができる。子どものための手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子どものための

(未支払の児童手当)

第十二条 児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

(新設)

(新設)

(支払の調整)

第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきで

手当が支払われた場合における当該子どものための手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十四条 偽りその他不正の手段により子どものための手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第十五条 子どものための手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十六条 租税その他の公課は、子どものための手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独	当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規
---------------------------------------	--

あつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十六条 租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独	当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規
---------------------------------------	--

<p>立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>定する各省各庁をいう。以下同（じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者</p>
<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）</p>

- 2 第七条第三項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。
- 3 第一項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

（子どものための手当に要する費用の負担）

第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は

<p>立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>定する各省各庁をいう。以下同（じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者</p>
<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）</p>

- 2 第七条第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。
- 3 第一項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は

団体組合員をいう。以下同じ。) に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳に満たない子ども(月の初日に生まれた子ども)については、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この章において同じ。)に係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳以上の子ども(月の初日に生まれた子ども)については、出生の日から三年を経過した子どもとする。)であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(次条において「三歳以上中学校修了前の子ども」という。)に係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

3 被用者等でない者(被用者又は公務員(施設等受給資格者である公務員を除く。))でない者をいう。以下同じ。)に対する子どものための手当の支給に要する費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

4 次に掲げる子どものための手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定(以下この項において単に「認

団体組合員をいう。以下同じ。) に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

(新設)

2 被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)に対する児童手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

3 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定(以下この項において単に「認

定」という。)をした国家公務員に対する子どものための手当の支給に要する費用(当該国家公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分を除く。) 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子どものための手当の支給に要する費用(当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分を除く。) 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子どものための手当の支給に要する費用(当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分を除く。) 当該市町村

5 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、子どものための手当に関する事務の執行に要する費用(市町村長が第八条第一項の規定により支給する子どものための手当の事務の処理に必要な費用を除く。)を負担する。

6 第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間(第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間)は、当該認定の請求をした際(第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日)における被用者又は被用者等でない者の区分による。

(市町村に対する交付)

定」という。)をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該市町村

4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用(市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。)を負担する。

5 第一項又は第二項の規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間(第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間)は、当該認定の請求をした際(第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日)における被用者又は被用者等でない者の区分による。

(市町村に対する交付)

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する子どものための手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

- 一 被用者に対する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 四十五分の三十七
- 二 被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 三分の二
- 三 被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 三分の二

（抛出金の徴収及び納付義務）

第二十条 政府は、被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）及び第二十九条の二第一項に規定する子どもも育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、抛出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主
- 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体に政令で定めるもの

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ交付する。

（新設）

（新設）

（新設）

（抛出金の徴収及び納付義務）

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、抛出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主
- 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体に政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）の予想総額の十五分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二第一項に規定する子ども育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

（拠出金の徴収方法）

第二十二条 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分等の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施

2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

（新設）

（拠出金の徴収方法）

第二十二条 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分等の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施

が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるところに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。

9 政府は、拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

10 第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるところに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。

9 政府は、拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

10 第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(子どものための手当に係る寄附)

第二十二條の二 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子どものための手当を支給する市町村に対し、当該子どものための手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子どものための手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子どものための手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならない。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十二條の三 市町村長は、受給資格者が、子どものための手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子どものための手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども（次項において「中学校修了前の子ども」という。）に関し当該市町村

第四章 雑則

(新設)

(新設)

に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に子どもための手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、子どもための手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子どもための手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項に規定する保育料その他これらに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該子どもための手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該子どもための手当（同項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

第二十二條の四 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項の規定により保育料を徴収する場合において、第七條（第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に子どもための手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、

（新設）

当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

(施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子どものための手当の取扱い)

第二十二条の五 市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している中学校修了前の施設入所等子どもに対し子どものための手当を支払うこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子どものための手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に對し当該子どものための手当の支給があつたものとみなす。

(時効)

第二十三条 子どものための手当の支給を受ける権利及び拠出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 子どものための手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(新設)

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び拠出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 児童手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(審査請求)

第二十四条の二 第二十二条第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 子どものための手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により子どものための手当の支給を受けている者（個人である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 子どものための手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める

(期間の計算)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(審査請求)

第二十四条の二 第二十二条第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け

事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に對して、受給資格の有無、子どものための手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

(資料の提供等)

第二十八条 市町村長は、子どものための手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子どものための手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円

出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に對して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

(資料の提供等)

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円

滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(子ども育成事業)

第二十九条の二 政府は、子どものための手当の支給に支障がない限りにおいて、子ども育成事業（子育てに必要な援助を行い、又は子どもの健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。）を行うことができる。

2 全国的な事業主の団体は、前項に規定する子ども育成事業の内容に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の区分)

第二十九条の三 この法律（第二十二條の二から第二十二條の五まで及び第二十九条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四條の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(児童育成事業)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業（育児に必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。）を行うことができる。

(新設)

(事務の区分)

第二十九条の三 この法律（第二十九条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四條の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第三十一条 偽りその他不正の手段により子どものための手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

附則

この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

(削る)

(削る)

第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

(児童手当の支給に関する暫定措置)

第二条 次の表の上欄に掲げる期間においては、第四条第一項第一号及び第六条第一項中「義務教育終了前の児童」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和四十七年一月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで	昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

(認定の請求等に関する経過措置)

第三条 昭和四十七年一月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当について第七条第一項（第十七条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による認定の請求の手續をとることができる。

2 前項の手續をとつた者が、昭和四十七年一月一日において、児童手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当の支給は、第八条第二項の規定にかかわらず、同年一月から始める。

3 昭和四十七年一月一日において現に児童手当の支給要件に該当している者又は同日後同年二月二十九日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの間に第七条第一項（第十七条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、第八条第二項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が児童手当の支給要件に該当する至つた日の属する月の翌月から始める。

4 昭和四十七年一月及び二月の月分の児童手当は、第八条第四項本文の規定にかかわらず、同年三月に支払う。

#### 第四条及び第五条 削除

#### （特例給付）

第六条 当分の間、第十八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、第四条に規定する要件に該当するもの（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、第二十条第一項に規定する一般事業主又は第十八条第三項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条から第二十九条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一に相当する額

（削る）

（削る）

を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第六条第一項の給付に要する費用を」と、第二十条第一項中「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用」と、「次に掲げる者」とあるのは「当分の間、次に掲げる者」と、第二十一条第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用の予想総額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める<sup>9</sup>。

3 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。

4 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるの

は「第十七条第一項（附則第六条第二項において準用する場合を含む。）とする。」

5 第一項から第三項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

（三歳以上小学校修了前の児童に係る特例給付）

第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下この条において「小学校修了前特例給付支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下この条において「三歳以上小学校修了前の児童」という。）

ロ 三歳以上小学校修了前の児童を含む二人以上の児童

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。

2 前項の給付は、同項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（

（削る）

一月から五月までの月分の同項の給付については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるときは、支給しない。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、第五条第二項に規定する政令で定めるところによる。

4 第一項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 第一項の給付の支給要件に該当する者（次号において「小学校修了前特例給付受給資格者」という。）に係る小学校修了前特例給付支給要件児童のすべてが三歳以上小学校修了前の児童である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合  
五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額  
ロ 当該三歳以上小学校修了前の児童が三人以上いる場合 一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額

二 小学校修了前特例給付受給資格者に係る小学校修了前特例給付支給要件児童のうちに十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が一人いる場合 一万円に当該小学校修了前特例給付支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額

ロ 当該十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した

児童が二人以上いる場合 一万円に当該小学校修了前特例給付支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額

5 第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第五項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第七条第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律その他の政令で定める法律の規定を適用する。

7 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第七条第五項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第七条第五項において準用する場合を含む。）」とする。

8 第一項から第六項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六

(削る)

項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八条 当分の間、第十八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、前条第一項に規定する要件に該当するもの（同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者に限る。）に対し、同項の給付に準じた給付を行う。

2 前項の給付は、同項に規定する被用者又は公務員であつて、同項に規定する要件に該当する者の前年の所得が、附則第六条第二項において準用する第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるときは、支給しない。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、附則第六条第二項において準用する第五条第二項に規定する政令で定めるところによる。

4 第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで、第三十条及び前条第四項の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一」とあるのは「三分の一」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはそ

の三分の一に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第八条第四項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第八条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

7 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

◎ 子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）                      第三条（略）                      2（略）                      3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。                      一（略）                      二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している子ども（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）                      三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（</p>	<p>（定義）                      第三条（略）                      2（略）                      3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。                      一（略）                      二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している子ども（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）                      三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（</p>

昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二项若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである父又は母がその子である子どもと同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である子どもを除く。)に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである父又は母がその子である子どもと同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である子どもを除く。)に限る。)

(支給要件)

第四条 子どものための手当は、次の各号のいずれかに該当する者に

昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二项若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

(支給要件)

第四条 子どものための手当は、次の各号のいずれかに該当する者に

支給する。

一 次のイ又はロに掲げる子ども（以下「支給要件子ども」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども（施設入所等子どもを除く。以下この章及び次章において「中学校修了前の子ども」という。）

ロ（略）

二・三（略）

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2～4（略）

（子どものための手当の額）

第六条 子どものための手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 子どものための手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第

支給する。

一 次のイ又はロに掲げる子ども（以下「支給要件子ども」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども（施設入所等子どもを除く。以下この章において「中学校修了前の子ども」という。）

ロ（略）

二・三（略）

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している障害児入所施設、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2～4（略）

（子どものための手当の額）

第六条 子どものための手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる子どものための手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 子どものための手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る

「一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）の前年の所得（一月から五月までの月分の子どものための手当については、前々年の所得とする。以下この条及び次章において同じ。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（施設入所等子どもを除く。以下「扶養親族等」という。）並びに当該一般受給資格者の扶養親族等でない子どもで当該一般受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に依りて政令で定める額未満である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に依り、それぞれイ又はロに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども（施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下同じ。）、三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号及び第三号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号及び第三号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）である場合、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に依り、それぞれ(1)から(3)までに定める額

- (1) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は三歳以上小学校修了前の子どもである場合、次の(i)から(iii)まで

。イ 次のイからハまでに掲げる場合の区分に依り、それぞれイからハまでに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども（施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号において同じ。）、三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）である場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に依り、それぞれ(1)から(3)までに定める額

- (1) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は三歳以上小学校修了前の子どもである場合、次の(i)から(iii)まで

に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額

(ii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが一人又は二人いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(iii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から一万円を控除して得た額とを合算した額

(2) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は小学校修了後中学校修了前の子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(ii) 当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子ども

に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額

(ii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが一人又は二人いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(iii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から一万円を控除して得た額とを合算した額

(2) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は小学校修了後中学校修了前の子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(ii) 当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子ども

の数を乗じて得た額を合算した額

- (3) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

ロ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どものうち十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもがいる場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合に~~応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額~~

- (1) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合に~~応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額~~

- (i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども、三歳以上小学校修了前の子ども又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千元を控除して得た額(当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいない場合には、零とする。)とを合算した額

- (ii) 当該支給要件子どものうちに小学校修了後中学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合

の数を乗じて得た額を合算した額

- (3) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

ロ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どものうち十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもがいる場合 (ハに掲げる場合に該当する場合を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる場合に~~応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額~~

- (1) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合に~~応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額~~

- (i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども、三歳以上小学校修了前の子ども又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千元を控除して得た額(当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいない場合には、零とする。)とを合算した額

- (ii) 当該支給要件子どものうちに小学校修了後中学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合

算した額

- (2) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子ども数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子ども数を乗じて得た額を合算した額

(削る)

- 二 一般受給資格者の前年の所得が、前号に規定する政令で定める額以上である場合 五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の子ども数を乗じて得た額

- 三 一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万円に当該受給資格に係る三歳以上小学校修了前の子ども数を乗じて得た額及び一万円に当該

算した額

- (2) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子ども数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子ども数を乗じて得た額を合算した額

- ハ 子どものための手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号に係るものに限る。)が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない子ども数を乗じて得た額、一万円に当該受給資格に係る三歳以上小学校修了前の子ども数を乗じて得た額及び一万円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の子ども数を乗じて得た額を合算した額

- 二 子どものための手当(中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。) 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。)の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。)であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額

(新設)

受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて  
得た額を合算した額

- 2 子どものための手当（中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。以下同じ。）の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下「三歳以上中学校修了前の施設入所等子ども」という。）の数を乗じて得た額とを合算した額とする。

- 3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

4 (略)

(認定)

第七条 一般受給資格者は、子どものための手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子どものための手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

(認定)

第七条 子どものための手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、子どものための手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子どものための手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2・3 (略)

(未支払の子どものための手当)

第十二条 (略)

2 中学校修了前の施設入所等子どもが第三条第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子どものための手当(当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者における未支払の子どものための手当を支払うことができる。

3 (略)

(子どものための手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者(第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。)である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるものに対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)は、その十五分の七に相当する額を第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 被用者である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるものに対する子どものた

(未支払の子どものための手当)

第十二条 (略)

2 中学校修了前の施設入所等子どもが第三条第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所していた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子どものための手当(当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者における未支払の子どものための手当を支払うことができる。

3 (略)

(子どものための手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者(第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。)に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳に満たない子ども(月の初日に生まれた子ども)については、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この章において同じ。)に係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳以上の子ども(月の初日に生まれた子ども)については、出生の日から

めの手当の支給に要する費用（三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。次条において「三歳以上中学校修了前の子ども」という。）に係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

3 被用者である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額以上であるものに対する子どものための手当の支給に要する費用（中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

4 被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）は、その十五分の七に相当する額を第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

5 被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳以上中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

6 8 (略)

9 第一項から第六項までの規定による費用の負担については、第七

三年を経過した子どもとする。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（次条において「三歳以上中学校修了前の子ども」という。）に係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

(新設)

(新設)

(新設)

3 5 (略)

6 第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七

条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

（市町村に対する交付）

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する子どものための手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるものに対する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 四十五分の三十七

二 被用者である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるものに対する費用（三歳以上中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 三分の二

三 被用者である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額以上であるものに対する費用（中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 三分の二

四 被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 四十五分の三十七

条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

（市町村に対する交付）

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する子どものための手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者に対する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 四十五分の三十七

二 被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 三分の二

（新設）

（新設）

五 被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の

支給に要する費用（三歳以上中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 三分の二

六（略）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第二十条 政府は、被用者である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるものに対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）及び被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）並びに第二十九条の二第一項に規定する子ども育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一～四（略）

2（略）

（拠出金の額）

第二十一条（略）

2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるものに対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）及び被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）の予想総額の十五

（新設）

三（略）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第二十条 政府は、被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）及び第二十九条の二第一項に規定する子ども育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一～四（略）

2（略）

（拠出金の額）

第二十一条（略）

2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）の予想総額の十五分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二第一項に規定する子ども育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において

分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二第一項に規定する子ども育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。

3・4 (略)

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により子どものための手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により子どものための手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 子どものための手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。

3・4 (略)

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により子どものための手当の支給を受けている者（個人である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

(新設)

2 子どものための手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）  
 （附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第八十条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に關し政府が行う業務並びに子どものための手当の支給に關する法律（昭和四十六年法律第七十三号）による子どものための手当に關する政府の經理を明確にすることを目的とする。</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第八十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定、健康勘定、子どものための手当勘定及び業務勘定に区分する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p>	<p>（目的）</p> <p>第八十条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に關し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に關する政府の經理を明確にすることを目的とする。</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第八十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定、健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p>

第百十一条 (略)

25 (略)

6 子どものための手当勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 子どものための手当の支給に関する法律第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金

ロヘ (略)

二 歳出

イ 子どものための手当交付金

ロハ (略)

ニ 子どものための手当の業務取扱費

ホ 子ども育成事業費

ヘト (略)

7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イニ (略)

ホ 子どものための手当勘定からの繰入金

ヘト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに子どものための手当の支給に関する法律第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費

ロヘ (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百十一条 (略)

25 (略)

6 児童手当勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金

ロヘ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロハ (略)

ニ 児童手当の業務取扱費

ホ 児童育成事業費

ヘト (略)

7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イニ (略)

ホ 児童手当勘定からの繰入金

ヘト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費

ロヘ (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百二十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（福祉年金勘定及び子どものための手当勘定に係るものを除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（福祉年金勘定及び子どものための手当勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第一百三十三条（略）

2・3（略）

4 子どものための手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、子どものための手当の支給に関する法律第十八条第一項から第三項までに規定する子どものための手当の支給に要する費用及び同条第五項に規定する子どものための手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。

5（略）

（他の勘定への繰入れ）

第一百四十四条（略）

2・7（略）

8 子どものための手当の支給に関する法律第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子どものための手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9（略）

（子どものための手当勘定の積立金）

第一百二十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第一百三十三条（略）

2・3（略）

4 児童手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに同条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。

5（略）

（他の勘定への繰入れ）

第一百四十四条（略）

2・7（略）

8 児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9（略）

（児童手当勘定の積立金）

第百十八条 子どものための手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、子どものための手当交付金及び子ども育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 子どものための手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、子どものための手当交付金及び子ども育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子どものための手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子どものための手当勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 三 (略)

四 毎会計年度一般会計から子どものための手当勘定に繰り入れた

第百十八条 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び児童手当勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 三 (略)

四 毎会計年度一般会計から児童手当勘定に繰り入れた金額が、当

金額が、当該年度における子どものための手当の支給に関する法律第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

五〇七 (略)

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(福祉年金勘定及び子どものための手当勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(一時借入金 of 借換え等)

第二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子どものための手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3 (略)

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子どものための手当勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二 児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法

該年度における児童手当法第十八条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

五〇七 (略)

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(一時借入金の借換え等)

第二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3 (略)

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は児童手当勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合にお

(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。 )による児童手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び児童手当交付金」と、同号二中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び児童手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とある

ける第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。 )による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十一条第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号二中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第七條第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用(平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は児童手当法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。 )並びに平成二十二年度子ども手当支給法

のは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項

第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法第五項において準用する同法第十八条第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。



も手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当及び子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第

により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条

二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七條第五項において準用する旧児童手当法第十八條第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三條第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

第三十一條の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八條、第百十條、第百十一條第六項及び第七項、第百十二條、第百十三條第四項、第百十四條第八項、第百十八條、第百十九條、第百二十條第二項、第百二十一條並びに第百二十三條第一項及び第四項の規定の適用については、第百八條中「よる子ども

第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法附則第七條第五項において準用する同法第十八條第二項」と、第百二十一條並びに第百二十三條第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

（新設）

三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「子どものため  
の手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第  
百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子ども  
のための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるの  
は「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十  
条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の  
一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第九条の  
規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定に  
よる改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十  
条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項  
第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どもた  
めの手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どもた  
めの手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、  
同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び  
児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当  
勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二  
号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当  
支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適  
用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定により  
なおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第  
一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どもた  
めの手当勘定」とあるのは「子どものため  
の金銭の給付勘定」と、  
第百十三条第四項中「子どものため  
の手当勘定」とあるのは「子ど  
ものため  
の金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは  
「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置

法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改

正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第二百一十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする<sup>91</sup>

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）  
 （附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般会計からの繰入対象経費）                      第百十三条（略）                      2・3（略）                      4 子どものための手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、子どものための手当の支給に関する法律第十八条第一項から第六項までに規定する子どものための手当の支給に要する費用及び同条第八項に規定する子どものための手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。                      5（略）</p> <p>（受入金等の過不足の調整）                      第百二十条（略）                      2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。                      一～三（略）                      四 毎会計年度一般会計から子どものための手当勘定に繰り入れた金額が、当該年度における子どものための手当の支給に関する法律第十八条第一項から第六項まで及び第八項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合                      五～七（略）</p> <p>附則                      （年金特別会計における児童手当に関する経理）</p>	<p>（一般会計からの繰入対象経費）                      第百十三条（略）                      2・3（略）                      4 子どものための手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、子どものための手当の支給に関する法律第十八条第一項から第三項までに規定する子どものための手当の支給に要する費用及び同条第五項に規定する子どものための手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。                      5（略）</p> <p>（受入金等の過不足の調整）                      第百二十条（略）                      2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。                      一～三（略）                      四 毎会計年度一般会計から子どものための手当勘定に繰り入れた金額が、当該年度における子どものための手当の支給に関する法律第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合                      五～七（略）</p> <p>附則                      （年金特別会計における児童手当に関する経理）</p>

第三十一条の二 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）による児童手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とあるのは「拠出金及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び児童手当交付金」と、同号二中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び児童手当」と、同号ホ中「子どもも育成事業費」とあるのは「子どもも育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法

第三十一条の二 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）による児童手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とあるのは「拠出金及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び児童手当交付金」と、同号二中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び児童手当」と、同号ホ中「子どもも育成事業費」とあるのは「子どもも育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法

の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どものための手当勘定」とあるの

の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どものための手当勘定」とあるの

は「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「第八項並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項、第二項及び第四項」と、第二百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)による子ども手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四法律第 号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)(第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出

は「子どものための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項、第二項及び第四項」と、第二百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)による子ども手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四法律第 号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)(第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出

金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条

金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条

第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「第八項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」とする。

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第

第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「子どもための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」とする。

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第

百十九条、第二百二十条第二項、第二百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第八十条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第九十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものため

の手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、百十九条、第二百二十条第二項、第二百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第八十条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第九十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものため

第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「第八項並びに

第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに

平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第二百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第二百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

改正案	現行
<p>第五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「子どものための手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子どものための手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則 （平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関しては、第五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平</p>	<p>第五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則 （平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。</p>

成二十四年法律第 号) 附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と、「子どものための手当拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と、「子どものための手当拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）  
（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百十九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する拠出金（以下「子どものための手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子どものための手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項の拠出金に關しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）」とする。</p>	<p>第百十九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に關する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。</p>

成二十四年法律第 号) 附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と、「子どものための手当拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と、「子どものための手当拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		法律	事	務
		法律	事	務
(略)	(略)	子どものための 手当の支給に關 する法律（昭和 四十六年法律第 七十三号）	この法律（第二十二條の二から第二十二條の五 まで及び第二十九條を除く。）の規定により市 町村が処理することとされている事務（第十七 條第一項の規定により読み替えられた第七條第 一項、第八條第一項及び第十四條の規定により 都道府県又は市町村が処理することとされてい る事務を含む。）	
(略)	(略)	児童手当法（昭 和四十六年法律 第七十三号）	この法律（第二十九條（附則第六條第二項、第 七條第五項及び第八條第四項において準用する 場合を含む。）を除く。）の規定により市町村 が処理することとされている事務（第十七條第 一項（附則第六條第二項、第七條第五項及び第 八條第四項において準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條第一項、第八 條第一項及び第十四條の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされている事務を含 む。）	

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 <u>子どものための手当</u>に要する経費</p> <p>十六～二十九 （略）</p> <p>附則</p> <p>（子ども手当に要する経費に係る特例）</p> <p>第三十九条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定が適用される場合における第十条第十五号の規定の適用については、同号中「<u>子どものための手当</u>」とあるのは、「<u>子どものための手当及び子ども手当</u>」とする。</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 <u>児童手当</u>に要する経費</p> <p>十六～二十九 （略）</p> <p>附則</p> <p>（子ども手当に要する経費に係る特例）</p> <p>第三十九条 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定が適用される場合における第十条第十五号の規定の適用については、同号中「<u>児童手当</u>」とあるのは、「<u>児童手当及び子ども手当</u>」とする。</p>

改正案	現行
<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七條 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十一の二 <u>子どものための手当の支給を受けている者（子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第七條の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）をいう。第二十九條の二及び第三十一條第三項において同じ。）</u>については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>（<u>子どものための手当の支給を受けている者に係る届出の特例</u>）</p> <p>第二十九條の二 この法律の規定による届出をすべき者が<u>子どものための手当の支給を受けている者</u>であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを附記するものとする。</p> <p>（国又は都道府県の指導等）</p> <p>第三十一條 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七條 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十一の二 <u>児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條の規定により認定を受けた受給資格者</u>をいう。第二十九條の二及び第三十一條第三項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>（<u>児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例</u>）</p> <p>第二十九條の二 この法律の規定による届出をすべき者が<u>児童手当の支給を受けている者</u>であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを附記するものとする。</p> <p>（国又は都道府県の指導等）</p> <p>第三十一條 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び子どものための手当の支給を受けている者に関する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 (略)

#### 附則

(削る)

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者に関する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 (略)

#### 附則

(平成二十三年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例)

第八条 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、同号中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第六条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

(沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第九条 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

(削る)

(削る)

第一条の見出し中「寄留事務」を「住民基本台帳に関する事務」に改め、同条第一項中「本籍を有する者の戸籍及び住民登録事務で、本籍地の市町村長の管掌し、又は管理すべきもの」を「本籍を有する者についての戸籍事務並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事務」に改め、同条第三項中「住民登録事務」を「住民基本台帳に関する事務」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

2 当該市町村の区域内に住所を有するに至つたため前項の規定による登録の申出をしようとする者は、政令で定めるところにより「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条（転入届）の規定による届出とあわせて、当該申出をすることができる。この場合において、その者の属する世帯の世帯主は、その者に代わつて、当該申出をすることができる。」

附則第二十項を次のように改める。

20 選挙人名簿の登録については、住民基本台帳法第五条の住民基本台帳の記録に基づいて行なう制度を、同法の公布の日から起算して二年以内に実施しなければならない。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「とのわない場合においては」の下に「、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十三条の規定の適用がある場合を除き」を加える。

(削る)

第二十四条第七項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者（第二百九十四条第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含む、同条第四項に規定する者を除く。）をいう。

第二百九十四条第六項中「第三項から第五項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項から第五項までを三項ずつ繰り下げ、同条第一項第四号中「第五項」を「第八項」に改め、同項の次に次の三項を加える。

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができない。

(改正後の地方税法の規定の適用)

(削る)

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第二十四条及び第二百九十四条の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(自治省設置法の一部改正)

(削る)

第十三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の五 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第五号の次に次の一号を加える。

五の五 住民基本台帳法の施行に関すること。

(国民健康保険法の一部改正)

(削る)

第十四条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十五条までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による附記がされたときに限る。)  
( )は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

第二十二條中「第九条」の下に「(第四項を除く。 )」を加える。

第一百十六條の見出しを「(修学中の被保険者の特例)」に改め、同条中「この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住

所を有し、かつ」を「第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村の行なう国民健康保険の被保険者とし、かつ、この法律の適用については」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十四条までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十九条の規定による附記がされたときに限る。)  
は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

第十三条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第一百五条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

(住居表示に関する法律の一部改正)

第十六条 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「住民票」を「住民基本台帳」に改める。

(削る)

(削る)



改正案	現行
<p>（交流派遣職員に関する子どものための手当の支給に関する法律の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則                      （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>4 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとする。</p>	<p>（交流派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則                      （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>4 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。</p>

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

◎ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）  
（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員に関する子どものための手当の支給に関する法律の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとする。</p>	<p>（派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。</p>

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）  
 （附則第二十八条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（子どものための手当の支給に関する法律の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則                      （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとする。</p>	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則                      （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。</p>

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

改正案	現行
<p>（子どものための手当に関する経過措置）</p> <p>第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項の規定による認定を受けているもの（同法第十条の規定により子どものための手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条の規定により子どものための手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において子どものための手当の支給要件に該当するときは、その者に対する子どものための手当の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた子どものための手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>附則</p>	<p>（児童手当に関する経過措置）</p> <p>第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に係る特例）</p>

(削る)

第五条 平成二十三年十月二日から平成二十四年三月三十一日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第六条第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」とあるのは「同法の規定による子ども手当」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「同法第七条第一項」とあるのは「同項」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

◎ 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）（抄）  
（附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経済的負担の軽減） 第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、<u>子どものための手当</u>、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（経済的負担の軽減） 第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、<u>児童手当</u>、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（子どものための手当の支給に関する法律の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則                      （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとする。</p>	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則                      （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。</p>

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子どものための手当の支給に関する法律」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

改正案	現行
<p>（服務の本旨）                      第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程）                      第二十六条（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子どものための手当の支給に関する法律、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。</p>	<p>（服務の本旨）                      第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程）                      第二十六条（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。</p>

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 子どものための手当の支給に関する法律第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び同條第八項に規定する事務を行うこと。

二〇五 (略)

(報告及び検査)

第四十八條 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子どものための手当の支給に関する法律、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

附則

(児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八條第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び同條第八項に規定する事務を行うこと。

二〇五 (略)

(報告及び検査)

第四十八條 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

附則

(児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八條第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「

項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（業務の特例）

第十八条 （略）

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び児童手当法の一部を改正する法律附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと

二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手

特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（業務の特例）

第十八条 （略）

（新設）

当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第三十一條第一項、第四十八條第一項及び第五十九條第四号並びに附則第十二條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「第二十七條」とあるのは「第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）、児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二

2 機構が前項の業務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第三十一條第一項、第四十八條第一項及び第五十九條第四号並びに附則第十二條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「第二十七條」とあるのは「第二十七條及び附則第十八條第一項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）」と、第二十六條第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「、船員保険法若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」と、第三十一條第一項中「第二十七條」とあるのは「第二十七條及び附則第十八條第一項」と、第四十八條第一項中「又は船員保険法」とあるのは「、船員保険法又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」と

年度子ども手当支給法」という。)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、児童手当法の一部を改正する法律附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法、平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、第四十八条第一項中「又は船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、児童手当法の一部を改正する法律附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法、平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規

、第五十九条第四号及び附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4| 第一項及び第二項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第二十九条の四、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十一条及び船員保険法附則第十一条の規定により行うこととされた事務を行う。

(削る)

3| 第一項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第二十九条の四、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十一条及び船員保険法附則第十一条の規定により行うこととされた事務を行う。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)

第七十五条 機構が、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項及び第四十八條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」とあるのは「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。))第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」と、第二十六條第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法(平成二十二年度子ども手当支給

法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」と、第二十七条第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二條第三項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同条第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二條第八項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項」とあり、第四十八條第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

第七十六條 機構が、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項及び第四十八條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六條第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当

（削る）

(政令への委任)  
第七十五条 (略)

法(平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)」と、第二十七条第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二條第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同條第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二條第八項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項」と、第四十八條第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法(平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)」とする。

(政令への委任)  
第七十七条 (略)

◎ 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）（抄）  
 （附則第三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則                      （外国人住民に係る住民票に関する経過措置）                      第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び子どものための手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>附則                      （外国人住民に係る住民票に関する経過措置）                      第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。</p> <p>4～6（略）</p>

◎ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年度法律第十九号）（抄）  
 （附則第三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 子ども手当の支給（第四条―第十六条）</p> <p>第三章 費用（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 旧児童手当法との関係（第十九条―第二十二条）</p> <p>第五章 雑則（第二十三条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（子ども手当の支給に要する費用の負担）</p> <p>第十七条 子ども手当の支給に要する費用（第二十条第一項又は第二項の規定に基づき児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定により支給する児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。）については、国が負担する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（市町村に対する交付）</p> <p>第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 子ども手当の支給（第四条―第十六条）</p> <p>第三章 費用（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 児童手当法との関係（第十九条―第二十二条）</p> <p>第五章 雑則（第二十三条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（子ども手当の支給に要する費用の負担）</p> <p>第十七条 子ども手当の支給に要する費用（第二十条第一項又は第二項の規定に基づき児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。）については、国が負担する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（市町村に対する交付）</p> <p>第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定</p>

める割合に相当する額を交付する。

- 一 被用者（旧児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。次号、第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）であつて三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについても）、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）がいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）  
十三分の十一

## 二〇四（略）

- 五 三歳以上小学校修了前の子どもが二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した旧児童手当法第三条第一項に規定する児童（次号において「小学校修了後高等学校修了前の児童」という。）が一人いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から一を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。）  
三十九分の十九

## 六・七（略）

## 2（略）

### 第四章 旧児童手当法との関係

（児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識）

第十九条 第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち旧児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の額に相当する部分が旧児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところに

める割合に相当する額を交付する。

- 一 被用者（児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。次号、第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）であつて三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについても）、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）がいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）  
十三分の十一

## 二〇四（略）

- 五 三歳以上小学校修了前の子どもが二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童手当法第三条第一項に規定する児童（次号において「小学校修了後高等学校修了前の児童」という。）が一人いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から一を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。）  
三十九分の十九

## 六・七（略）

## 2（略）

### 第四章 児童手当法との関係

（児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識）

第十九条 第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

よる。

(受給資格者における旧児童手当法の適用)

第二十条 受給資格者のうち旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者(旧児童手当法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち旧児童手当法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額(旧児童手当法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。)に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する児童手当とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十二條まで、第二十三条(第二項を除く。)、第二十四条から第二十五條まで及び第三十条の規定を適用する。

2 受給資格者のうち旧児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。)に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第

(受給資格者における児童手当法の適用)

第二十条 受給資格者のうち児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十二條まで、第二十三条(第二項を除く。)、第二十四条から第二十五條まで及び第三十条の規定を適用する。

2 受給資格者のうち児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、同法第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに旧児童手当法附則第七条第八項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用に關し必要な技術的な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の児童手当等の支給に係る特例)

第二十一条 旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は旧児童手当法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、旧児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは旧児童手当法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者(以下この条において「児童手当等受給資格者」という。)に対する、平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の旧児童手当法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条及び附則第三条において「特例給付等」という。)については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

(児童育成事業の特例)

第二十二条 この法律の規定が適用される場合における旧児童手当法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当」とする。

3 前二項の場合において、児童手当法の規定の適用に關し必要な技術的な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の児童手当等の支給に係る特例)

第二十一条 児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者(以下この条において「児童手当等受給資格者」という。)に対する、平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条及び附則第三条において「特例給付等」という。)については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

(児童育成事業の特例)

第二十二条 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当」とする。

附 則

(認定の請求等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、旧児童手当法第七条（旧児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合並びに旧児童手当法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合並びに旧児童手当法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する旧児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けている者（旧児童手当法第十条（旧児童手当法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の額の全部又は一部を支給されていない者、旧児童手当法第十一条（旧児童手当法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、施行日において第六条第一項（第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第五条第一号において同じ。）の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

附 則

(認定の請求等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、児童手当法第七条（同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けている者（同法第十条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、施行日において第六条第一項（第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第五条第一号において同じ。）の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

◎ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（抄）  
 （附則第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 子ども手当の支給（第四条―第十六条）</p> <p>第三章 費用（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 旧児童手当法との関係（第十九条―第二十二條）</p> <p>第五章 交付金の交付（第二十三条）</p> <p>第六章 雑則（第二十四条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。</p> <p>一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十号）<u>第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この号及び次号において「旧児童福祉法」という。）</u>第二十七条第一項第三号の規定により旧児童福祉法第六條の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は旧児童福祉法</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 子ども手当の支給（第四条―第十六条）</p> <p>第三章 費用（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 児童手当法との関係（第十九条―第二十二條）</p> <p>第五章 交付金の交付（第二十三条）</p> <p>第六章 雑則（第二十四条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）</u>を行う者又は同法第六條の三第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）</p>

第六条の三第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）

二 旧児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは旧児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設若しくは旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下この号において「知的障害児施設等」という。）に入所している子ども又は同項第三号若しくは旧児童福祉法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて旧児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、旧児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設、旧児童福祉法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは旧児童福祉法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下この号において「乳児院等」という。）に入所している子ども（当該知的障害児施設等及び乳児院等（以下「児童福祉施設」という。）に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

### 三・四（略）

（子ども手当の支給に要する費用の負担）

第十七条 子ども手当の支給に要する費用（第二十条第一項から第六項までの規定に基づき児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定により支給する児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給

二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設若しくは同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下この号において「知的障害児施設等」という。）に入所している子ども又は同項第三号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下この号において「乳児院等」という。）に入所している子ども（当該知的障害児施設等及び乳児院等（以下「児童福祉施設」という。）に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

### 三・四（略）

（子ども手当の支給に要する費用の負担）

第十七条 子ども手当の支給に要する費用（第二十条第一項から第六項までの規定に基づき児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。）については、国が負担する。

付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。  
。）については、国が負担する。

2・3 (略)

(市町村に対する交付)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

- 一 被用者（旧児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）のうち三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）であつて特定施設入所等子ども（父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。以下同じ。）でないものがあるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもであつて特定施設入所等子どもでないものに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十五分の十三

二〇九 (略)

#### 第四章 旧児童手当法との関係

(児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識)  
第十九条 第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち旧児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の

2・3 (略)

(市町村に対する交付)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

- 一 被用者（児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）のうち三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）であつて特定施設入所等子ども（父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。以下同じ。）でないものがあるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもであつて特定施設入所等子どもでないものに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十五分の十三

二〇九 (略)

#### 第四章 児童手当法との関係

(児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識)  
第十九条 第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の額

額に相当する部分が旧児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

(受給資格者における旧児童手当法の適用)

第二十条 一般受給資格者のうち旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者(旧児童手当法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち旧児童手当法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額(旧児童手当法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。)に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する児童手当とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十三条まで、第二十三条(第二項を除く。)、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

2 一般受給資格者のうち旧児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。)に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、児童手当法の一部を

に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

(受給資格者における児童手当法の適用)

第二十条 一般受給資格者のうち児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十三条まで、第二十三条(第二項を除く。)、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

2 一般受給資格者のうち児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同

改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに旧児童手当法附則第七条第八項の規定を適用する。

- 3 特定一般受給資格者（第四条第三項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当することとなる父又は母としての一般受給資格者、支給要件子どもが生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同号に掲げる者に該当することとなる未成年後見人としての一般受給資格者及び支給要件子どもの生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同項第二号に掲げる者に該当することとなる父母指定者としての一般受給資格者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に支給する子ども手当（当該特定一般受給資格者に係る支給要件子どものうち中学校修了前の子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば旧児童手当法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する児童手当とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条（第四項を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。
- 4 特定一般受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が旧児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者であるとしたならば同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給され

法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

- 3 特定一般受給資格者（第四条第三項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当することとなる父又は母としての一般受給資格者、支給要件子どもが生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同号に掲げる者に該当することとなる未成年後見人としての一般受給資格者及び支給要件子どもの生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同項第二号に掲げる者に該当することとなる父母指定者としての一般受給資格者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に支給する子ども手当（当該特定一般受給資格者に係る支給要件子どものうち中学校修了前の子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条（第四項を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。
- 4 特定一般受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者であるとしたならば同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給される

るべき給付の額に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する同項の給付とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに旧児童手当法附則第七条第八項の規定を適用する。

5 施設等受給資格者に支給する子ども手当（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば旧児童手当法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）の額に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する児童手当とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条（第三項及び第四項を除く。）、第二十条から第二十二條まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五條まで及び第三十条の規定を適用する。

6 施設等受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち五千円に当該施設等受給資格者に係る三歳以上小学校修了前の子ども（特定施設入所等子どもを除く施設入所等子どもに限る。）の数を乗じて得た額に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項及び第三十条並びに旧児

べき給付の額に相当する部分を、同法の規定により支給する同項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

5 施設等受給資格者に支給する子ども手当（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条（第三項及び第四項を除く。）、第二十条から第二十二條まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五條まで及び第三十条の規定を適用する。

6 施設等受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち五千円に当該施設等受給資格者に係る三歳以上小学校修了前の子ども（特定施設入所等子どもを除く施設入所等子どもに限る。）の数を乗じて得た額に相当する部分を、児童手当法の規定により支給する同法附則第七条第一項の給付とみなして、同法第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

児童手当法附則第七条第八項の規定を適用する。

7 公務員である施設等受給資格者に対する前二項の規定の適用については、当該施設等受給資格者を前二項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第二項及び児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項に規定する公務員でない者とみなす。

8 前各項の場合において、児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例)

第二十一条 旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は旧児童手当法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、旧児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは旧児童手当法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者(以下この条において「児童手当等受給資格者」という。)に対する、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の旧児童手当法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

7 公務員である施設等受給資格者に対する前二項の規定の適用については、当該施設等受給資格者を前二項の規定により適用する児童手当法第十八条第二項及び同法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項に規定する公務員でない者とみなす。

8 前各項の場合において、児童手当法の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例)

第二十一条 児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者(以下この条において「児童手当等受給資格者」という。)に対する、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

(児童育成事業の特例)

第二十二條 この法律の規定が適用される場合における旧児童手当法第二十九條の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当」とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十五條 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2・3 (略)

(児童育成事業の特例)

第二十二條 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九條の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当」とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十五條 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第三号又は第四号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2・3 (略)